

いろど

IRODORI COMYUNAS

彩りコミュニティ

埼玉県行政書士会情報誌

秋号
Vol.3

【巻頭グラビア特集】

草加宿を歩く

国指定名勝 草加松原

- 子供たちへの「法教育」
- ペットのために財産を遺すには
- 教えて! 行政書士Q&A「農業生産法人とは?」
- ❖[広報月間]10月・無料相談会のご案内
- ❖行政書士定期無料相談会

草加宿を歩く

草加松原は、日光街道の綾瀬川沿い1.5kmにわたる松並木です。江戸時代から「千本松原」と呼ばれ、街道の名所でした。平成26年3月に「おくのほそ道の風景地」の一群をなすものとして国の名勝に指定されました。市民の憩いの場所として親しまれています。



松尾芭蕉像



くその日やうやう草かといふ
宿にたどり着きにけりく

奥の細道



百代橋

「月日は百代の过客にして…」奥の細道の冒頭部分にちなんで、百代橋と名付けられた歩道橋。



634本めの松の木

スカイツリーの高さに合わせ、松は634本植えられています。さて、634本目の松はどこに？



平成10年に市制施行40周年記念事業の一環として、下水道マンホールの蓋のデザインが市民投票の結果、「松並木と百代橋」に決定。市内のさまざまな場所で見ることができます。



水原秋桜子の句碑



正岡子規の句碑



高浜虚子の句碑

散策しながら遊歩道の句碑も楽しめます。



じんめいあん
神明庵

古民家を改修した「草加宿神明庵」1階は観光案内所やお休み処、2階はギャラリーとなっており、草加宿への来訪者のおもてなしをしています。



かわいそら
河合曾良像

河合曾良は、「奥の細道」の奥州・北陸の旅に随行した芭蕉の弟子です。



歴史民俗資料館

郷土の歴史資料や民俗資料を収蔵し、常設展示も行っていきます。(建物は国の登録有形文化財)



じんざえもんせき
甚左衛門堰

札幌河岸公園にある二連アーチ型のレンガ造りの水門。(埼玉県指定文化財)



草加ふせさら祭り

草加松原遊歩道、綾瀬川左岸広場を中心に毎年11月に開催されています。



平成27年
11月3日(火・祝)
開催!

国際ハープフェスティバル



平成元年から毎年11月に、草加市で行われているフェスティバル。国内外から演奏者が参加し、草加全体がハープの音色に包まれます。平成27年のメインコンサートは、草加市文化会館にて11月14日(土)、15日(日)に行われます。



草加市文化会館でのコンサート



学校や駅構内でもコンサートが行われます。



ハープ橋

綾瀬川にかかる「ハープ橋」には、国際ハープフェスティバルにちなんだブロンズ像が据えられています。

【巻頭グラビア特集】 **草加宿を歩く** 2

国指定名勝「草加松原」周辺 (協力: 草加市役所)

特集

- ・子供たちへの「法教育」..... 6
- ・ペットのために財産を遺すには..... 8
- ・教えて! 行政書士 Q&A「農業生産法人とは?」..... 10

埼玉県行政書士会のホームページご紹介 11

[広報月間] 10月・無料相談会のご案内 12

行政書士定期無料相談会 14

表紙写真

きんちゃくだ まんじゆしゃげ
巾着田の曼珠沙華(彼岸花)

全国的に有名な「巾着田の500万本の曼珠沙華」。清流「高麗川」に抱かれて、雑木林の中に咲き乱れる深紅の曼珠沙華は、一種独特な空間を創り出します。

子供たちへの「法教育」



埼玉県行政書士会は、昨年度から社会貢献の一環として「法教育」に取り組んでいます。

「法教育」とはあまり聞きなれない言葉かもしれませんが、これは法律専門家ではない一般の方に対して、法や司法制度を解りやすく説明し、法的なものの考え方を身につけていただくための教育で、法務省がその普及・推進に力を入れているものです。これを受けて、埼玉県行政書士会では、

小中学校の児童・生徒へ向けての授業（出前授業）を行っております。「ケーキ屋さんになるには？」「私達にルールや決まりがあるのはどうして？」「情報化社会における表現の自由とプライバシー」など、身近で親しみやすい様々な問題をテーマに取り上げています。

昨年度は、さいたま市立海老沼小学校3年生「いじめについて考えよう」をテーマに出前



ユキマサくんも登場した海老沼小学校での授業



メールやラインを使ってのいじめも！



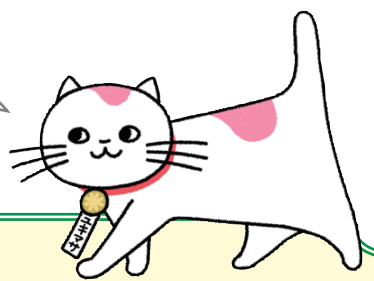
～行政書士による出前授業

行政書士の出前授業にご興味・ご関心のある方は
埼玉県行政書士会までご連絡ください。



埼玉県行政書士会 TEL.048-833-0900
担当：社会貢献部 加藤

埼玉新聞に記事が
掲載されました！



のクラスを対象に 授業を行いました。

出前授業の当日は、行政書士会の公式キャラクター「ユキマサくん」を主役とする寸劇を交えながら、「いじめ」の種類、対応の仕方を図にして授業を進めました。授業に参加した生徒たちから「いじめはカッコ悪いと思いました。」という感想を多く聞き、私たちの思いやメッセージが子供たちに伝わったようで、とても嬉しく思いました。

出前授業は子供たちの反応や発言がクラスによって違うのが楽しく、生き生きとした子供たちを見て、これからも子供たちに喜んでもらえる出前授業を続けていきたいという思いを強くしました。

これからも埼玉県行政書士会は、あなたの街の行政書士、街の身近な法律家として「法教育」などの社会貢献活動に積極的に取り組んでいきます。



埼玉新聞 平成 27年 3月 20日

急速な高齢化は深刻な社会問題となっていますが、高齢化は人間だけの問題ではありません。犬や猫などのペットも寿命が延び、最近では15歳から20歳くらいの長生きの犬や猫は珍しくない時代になりました。

60歳70歳になって今まで飼っていたペットが亡くなり、新しい犬や猫を飼いたいと思っても、果たして最後まで面倒を見ることができるのか心配で、ペットをあきらめる人も少なくないようです。



最後までペットと一緒に暮らしたい

そう考える方が増えて、最近ではペットと一緒に暮らせる老人ホームは人気があるそうです。また、自分の亡き後もペットが幸せに暮らしていけるように財産を遺したい、という方からのご相談も増えています。

残念ながらペットが財産を相続することは出来ませんが、遺言書を作成したり、信託契約を結ぶことにより、自分の財産をペットのために使うことができます。

ペットのために財産を使うには
次のような方法があります。



その1 遺言書を作成する



遺言書を作り、信頼できる家族や知人にペットの世話をしてもらい代わりに、財産の一部を遺します。負担（ペットの世話）をお願いするかわりに、一定の財産をお渡しする「負担付遺贈」という方法です。

※遺贈：自分の死後、特定の人に財産を遺すこと

ペットへの遺言状

ペットのために財産を遺すには



その2

信託契約を結ぶ

最近注目されているのが、信託を利用した方法です。これは財産の一部をペットの飼育費として信託財産にしておき、信頼できる人と契約を結び、この信託財産でペットの面倒を見てもらう、というものです。信託財産は、相続財産とは分けて管理され、ペットのために使われます。

遺言書と信託契約の違い

遺言書による負担付遺贈では、飼い主の死後に財産を受け取った人がペットの世話をします。

信託契約では、飼い主が亡くなったり、老人ホームなどに入所したときに、新しい飼い主にペットを引き渡し、飼育を委託するものです。

つまり、**遺言はご自身が亡くなったときにどうするかを決めておくもの、信託契約は生前、死後のどちらにも利用できるという違いがあります。**

どちらの方法にも長所・短所がありますし、これからもまた色々な仕組みが考えられるかも知れませんが、いずれにしてもペットが幸せな一生を全うできるよう、今から考えておきたいものです。



- 遺言書、信託契約については、お近くの行政書士にご相談ください。



教えて! 行政書士



&



農業生産法人 とは?



スーパーで野菜を購入すると、外袋の生産者欄に「農業生産法人△△株式会社」というものを見かけますが、農業生産法人とはどのような法人ですか。また、農業生産者法人にすると何かメリットがありますか。



農業では、平成に入ってから法人化が進み、現在では株式会社や組合などの法人経営も多くなりました。このように農業を行う法人を総称して「農業法人」と言い、その中でも一定の要件を満たしている法人が「農業生産法人」です。

「農業生産法人」であれば、農地を所有できます。農地は誰もが所有できるわけではないので、この点は大きなメリットと言えます。



貝割れ大根やキノコのように、水耕栽培や工場での生産を行うものについては、農地を持つ必要がないので、農業生産法人でなくても問題はありません。身近な野菜も、時代とともにその背景が大きく変わってきています。

● 農地に関すること、農業法人設立については、お近くの行政書士にご相談ください。

どうすればいいか、わからない…そんなとき

まずは、埼玉県行政書士会のホームページへ!

建設業

の申請書類は
どうすればいい?



会社設立
の手続きは?



行政書士
を探したい!

あなたの街の法律家 行政書士

お問い合わせ 入会手続き 無料相談会

ホーム 行政書士の仕事 行政書士会について 無料相談会 あなたの街の行政書士 会員ページ

気軽に相談、確かな手続き
あなたの街の行政書士

埼玉県行政書士会からのお知らせ
http://www.sgjsa.jp/private/workshop

- 2015/08/19(水) 最新 研修会情報を更新しました。
- 2015/08/19(水) 最新 自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」 - 「一括利用」 - 「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員のとりまとめについて
- 2015/08/19(水) 最新 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

行政書士の仕事
～ こんな時は行政書士にご相談ください～

法人設立に関すること
株式会社・合同会社・組合等 医療法人・NPO法人・社会福祉法人等の設立

相続・遺言書に関すること
遺産分割協議書の作成 遺言書作成の相談

ご入会手続き

お問い合わせ
048-833-0900
受付 月～金 10:00～17:00
ホームページからお問い合わせ

行政書士は、中小企業の頼れるパートナー
「社長! その相談 私たちがお役にたちます!!」

行政書士会 埼玉県行政書士会

行政書士を探す
日本行政書士会連合会にリンク

埼玉県行政書士会
048-833-0900

遺言書
を作りたい

遺言書

在留資格
の申請をしたい



飲食店
を開業
するには?



※行政書士の仕事の一部を
ご紹介しています



お近くの行政書士が見つかります!

埼玉県行政書士会

検索

スマホでも
検索できます!



平成27年度 行政書士制度広報月間

10月に

無料相談会 開催!

10月は、県内各地の特設会場で行政書士の無料相談会が行われます。この相談会は「行政書士制度広報月間」の行事として毎年行われているもので、これまでも多くの方々にご利用、ご好評をいただいております。この機会に、ぜひお近くの相談会場をご利用ください。

このような相談にお答えします

暮らしの相談



相続・遺言

内容証明

各種契約書

交通事故

成年後見 など

何でもご相談
ください。



事業の相談



法人設立

建設業許可

宅建業免許

運送業許可

風俗営業許可

産業廃棄物処理業許可 など

予約が必要ですか？

予約は必要ありません。当日、お気軽にお近くの会場へお越しください。

秘密は守ってもらえますか？

行政書士には法律により守秘義務が課せられています。ご相談の内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

10月は都合が悪くて相談会に行けません。

県内各地の市役所や町役場などで、定期的に相談会を開催しています。14～15ページに定期開催会場の情報を掲載していますので、そちらもご覧ください。



上尾会場



所沢会場

《平成26年度相談会》

平成27年度・10月の行政書士制度広報月間～無料相談会特設会場

	地 区	日 時	会 場
あ	上尾市	10日(土) 10:00～16:00	JR上尾駅西口 自由通路
	入間市	10日(土) 10:00～16:30	イオン入間店
か	春日部市	17日(土)・18日(日) 10:00～16:00	大沼運動公園内体育館(第19回かすかべ商工まつり)
	川口市	10日(土) 10:00～16:00	キューボ・ラ M4階 かわぐち市民パートナーステーション内 さろんスペース
	川越市	10日(土) 10:00～16:00	川越西文化会館「メルト」
	行田市	14日(水) 10:00～17:00	VIVA ぎょうだ
	久喜市	10日(土) 10:00～16:00	久喜駅西口 駅前広場
	熊谷市	10日(土) 10:00～16:00	八木橋百貨店 東口玄関
	鴻巣市	3日(土) 10:00～16:00	JR鴻巣駅 自由通路
	越谷市	25日(日) 9:00～16:00	越谷市役所 西口玄関前
さ	さいたま市大宮区	3日(土) 10:00～16:00	そごう大宮店 3階ビックカメラ連絡通路 特設会場
		31日(土) 10:00～15:00	大宮区民ふれあいフェアソニックシティ第1展示場
	〃 浦和区	10日(土) 10:00～16:00	JR浦和駅西口前 浦和コルソ 7階大ホール
た	秩父市	18日(日) 10:00～16:00	秩父ミュージックパーク
	鶴ヶ島市	10日(土) 10:00～16:00	わかばコミュニティルーム(東武東上線若葉駅西口2階)
	所沢市	16日(金) 10:00～16:00	所沢駅西口 ワルツ所沢
な	滑川町	23日(金) 10:00～15:00	滑川町役場2階 会議室
	新座市	10日(土)・11日(日) 10:00～16:00	新座市産業フェスティバルブース 新座市商工会駐車場
は	蓮田市	7日(水) 10:00～16:00	蓮田マイン1階フロア
	本庄市	10日(土) 9:00～16:00	JR本庄駅構内 本庄インフォメーションセンター
	飯能市	10日(土) 10:00～16:00	西武池袋線 飯能駅
	富士見市	17日(土) 10:00～16:00	富士見サンライトホール
や	八潮市	25日(日) 10:00～15:00	やしお市民まつり「行政書士ブース」
	吉川市	10日(土) 13:00～17:00	吉川市民交流センター おあしす

平成
27年度

行政書士定期無料相談会

	場 所	実施日	時 間	お問い合わせ先
あ	上尾市役所（要予約）	毎月第3火曜日	13:00～16:00	市民相談室 048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	12:00～16:00	上尾支部 048-776-3367
	上尾支部事務所 （レディースデイ）	毎月15日 （相談者・相談員とも女性のみ）	9:30～12:00	
	伊奈町役場	毎月第3水曜日	13:00～16:00	住民相談室 048-721-2111(代)
	入間市役所（要予約）	毎月第2・4火曜日	13:00～15:40	市民相談室 04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第2金曜日	9:00～12:00	生活あんしん室 0493-72-1221(代)
	桶川市役所	月初開庁日	13:00～16:00	秘書広報課 048-786-3211(代)
か	春日部市役所	毎月第3火曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	川口市役所（要予約）	毎月第1・第3水曜日	13:30～16:00	市民相談室 048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第4木曜日	10:00～16:00	広聴課 049-224-5022
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第4土曜日	13:00～18:00	在留資格・VISAの相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第3水曜日	10:00～12:00	総務課 049-299-1753
	北本市・北本文化センター	12月第3土曜日	13:00～16:00	鴻巣支部 048-541-1459
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第2水曜日	13:00～17:00	埼玉支部 048-554-2702
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第3水曜日	18:00～20:00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代) 内線 2633
	久喜市・鷲宮総合支所	毎月第3水曜日	14:00～16:00	
	久喜市・栗橋総合支所			
	久喜市・菖蒲総合支所			
熊谷市役所	毎月第1月曜日	13:00～16:00	市民相談室 048-524-1111(代)	
越谷市中央市民会館	毎月第1金曜日	10:00～15:00	くらし安心課 048-963-9156	
さ	さいたま市北区役所	毎月第4木曜日	13:30～16:30	くらし応援室 048-669-6026
	◇ 大宮区役所	毎月第3火曜日		くらし応援室 048-646-3026
	◇ 中央区役所	毎月第3金曜日		くらし応援室 048-840-6026
	◇ 南区役所	毎月第2火曜日		くらし応援室 048-844-7136
	◇ 緑区役所	毎月第1木曜日		くらし応援室 048-712-1137
	◇ 岩槻区役所	毎月第4水曜日		くらし応援室 048-790-0128
	坂戸市役所	毎月第2火曜日	10:00～12:00	市民文化課 049-283-1331(代)
	幸手市役所	毎月第3火曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	狭山市役所	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民相談室 04-2953-1111
	杉戸町役場	9/25・11/25 1/25・3/25	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	草加市役所（要予約）	毎月第4木曜日	9:00～12:00	市民相談担当 048-922-0566

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。

また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご来場ください。



	場 所	実施日	時 間	お問い合わせ先
た	秩父市歴史文化伝承館	毎月第2火曜日	13:00～15:00	市民生活課 0494-25-5200
	鶴ヶ島市役所	毎月第2・4木曜日	13:00～16:00	市民協働推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町 家族相談支援センター	9/14・11/16 1/18・3/22	10:00～12:00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第1・3火曜日	10:00～12:00	所沢支部 04-2936-8648
	戸田市役所	偶数月の第3月曜日	10:00～12:00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	滑川町役場	9/24・11/26 1/28・3/3	10:00～12:00	東松山支部 0493-62-2622
は	蓮田市役所	毎月第3火曜日	13:30～15:30	広報広聴課 048-768-3111
	鳩山町役場	10/22・12/17・2/25	9:00～12:00	総務課 049-296-1214
	羽生市商工会(市民プラザ内)	毎月第2火曜日	13:00～16:00	羽生市商工会 048-561-2134
	羽生市役所	毎月第4火曜日	13:00～16:00	市民生活課 048-561-1121
	飯能市民活動センター (丸広百貨店7階)	偶数月の第1水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	東松山市役所分室	偶数月の第3木曜日	13:10～16:30	広報広聴課 0493-21-1414
	日高市・文化体育館 「ひだかアリーナ」	毎月第3水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	深谷商工会議所	毎月第4水曜日	9:00～12:00	経営支援課 048-571-2145
	富士見市 針ヶ谷コミュニティセンター	2/10	10:00～16:00	正木事務所 049-251-3966
	富士見市 ふじみ野交流センター	12/9		
本庄商工会議所	毎月第4水曜日	13:00～16:00	本庄商工会議所 0495-22-5241	
ま	宮代町役場	偶数月の第3木曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	三郷市青少年ホーム	毎月第4火曜日 9月は第5火曜日	13:30～15:30	市民相談室 048-930-7724
	三芳町役場	11/25・1/27・3/25	10:00～16:00	渡邊事務所 049-292-9948
	毛呂山町役場	毎月第3水曜日	10:00～15:00	総務課 049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第3月曜日	13:00～16:00	広聴広報課 048-996-2111
	吉川市民交流センター おあしす	毎月第1木曜日	13:30～15:30	庶務課 048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第3木曜日	14:00～16:00	東松山支部 0493-62-2622
	寄居町商工会	偶数月の第2金曜日	13:00～16:00	寄居町商工会 048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第4木曜日	10:00～12:00	地域支援課 0493-62-2152
わ	蕨市役所(要予約)	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民活動推進室 048-433-7745

行政書士は中小企業を応援します。

行政書士は、創業から許認可申請、事業承継問題まで幅広く中小企業のお手伝いをしています。
また、下記のように相談員を派遣するなど行政と協力して**中小企業を支援**しています。



● 毎月第2第4火曜日 13:00～16:00
創業・ベンチャー支援センター埼玉

(新都心ビジネス交流プラザ3F)

さいたま市中央区上落合2-3-2

☎ 048-711-2222

・ JR 埼京線～北与野駅下車 徒歩1分

・ JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線

～さいたま新都心駅下車 徒歩8分

http://www.saitama-j.or.jp/sogyo/soudan#ADVICE_04



建設業許可 に関するご相談



● 毎週月曜日～金曜日 13:00～15:00

埼玉県県土整備部建設管理課

(埼玉県庁第2庁舎3F)

さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎ 048-830-5170

・ JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線～浦和駅下車 徒歩10分

・ JR 埼京線～中浦和駅下車 徒歩13分

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/soudan-annai.html>

中小企業支援シンポジウム開催

平成28年2月22日(日) 行政書士の日

「知的資産経営」をテーマとした、商業・サービス事業等
中小・小規模企業支援に関するシンポジウムです

中小企業事業者を
はじめ、どなたでも
参加できます

参加無料

● 知的資産経営に関する基調講演

● 専門家によるパネルディスカッション等

場所：新都心ビジネス交流プラザ

JR 埼京線～北与野駅 下車1分

問合せ先：埼玉県行政書士会 TEL.048-833-0900 担当：企業法務部 木村

